

平成26年第6回茂原市教育委員会会議（5月定例会）日程

5月22日（木）15：00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

- 議案第1号 茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

（報告事項）

- 1 平成26年第7回（6月定例会）、平成26年第8回（7月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 2 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号から議案第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成26年第6回（定例会）

- 1 期日 平成26年5月22日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時35分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 足立 俊夫
委員長職務代理者 鎌田 俊郎
委員 齋藤 晟
委員 鈴木 一代
- 4 出席職員
教育部長 鈴木 健一
教育部次長（教育総務課長） 藤乗 裕喜
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 大和久義照
中央公民館長 白井 守
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課主事 松本 卓也
- 5 署名人の指定
委員 鈴木 一代
委員 鎌田 俊郎

- 足立委員長 : 平成26年第6回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は4名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、鎌田職務代理と鈴木委員にお願いいたします。
これより会議事項に入ります。
本日は、議案が3件となっております。
議案第1号「茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : 議案第1号「茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明いたします。
本案は、県における職制の見直しを受け、主任主事の職を廃止するものと、学校事務機能の強化を目的として平成24年7月から実施している、小中学校事務の共同実施の位置づけを明確にするために、改正しようとするものです。
具体的には、第4条の表中の「主任主事、」を削除し、第2項として、「事務職員に、教育委員会が別途定めるところにより、学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させることができる。」の項を加えました。また、第10号様式の表中の「主任主事」を削除しました。
公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用しようとするもので

- す。
- 足立委員長 : それでは、議案第1号についての質疑をお願いします。
- 鈴木委員 : 第4条の第2項に付け加えた「事務職員に、教育委員会が別途定めるところにより、学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させることができる。」というところなのですが、もう少し具体的に、今実際にあるかどうかというところをお願いします。
- 宮本学校教育課長 : 学校事務の共同実施につきましては、一昨年の7月から既に制度としてはスタートしております。その前3カ年の試行期間というものを経て、共同実施というものをそれぞれの市町村の中で行っています。
- その共同実施を行うに当たって、それぞれ市町村の中で要綱を定めようというようになっています。ただ、その要綱については、例規集に載せてというところまでのものではなく、教育委員会の中でこういう組織を立ち上げて共同実施を行うと定めたものです。
- この共同実施というのは、各学校に事務職員を1名ずつ配置しておりますが、事務長から主事まで経験年数に応じて、かなりの開きがあります。一人職種なものですから中には若手だけということもあり、一人の事務職員では正確性に欠けるといってもあって、茂原市の中では中学校単位で共同実施、3人なり4人の事務職員を集めて、事務長が中心となって学校の事務の正確さを期すということが一つの目的としてスタートしております。一方、県の方が考えている学校事務の共同実施のもう一つの目的は、担任を主体とする学校の教員の負担軽減。事務の効率化を図って担任等の教員の部分の事務の軽減化を図ると。それには一人が学校の中でやるのではなくて、共同実施という組織の中で、具体的にどのような効率化があるかを見つけ出して、それを検討して行うということが県の方から指示されています。
- 齋藤委員 : 原級留置きというようなことが書かれておりますね。今までですと現学年に留め置くことができる。現学年ということは、6年生が卒業できなくて6年生になる。5年生が進級できなくて現学年の5年生になる。すっきりしていて意味が分かります。現在の学年であろうと思います。
- 改正後は、原級留置きという最初のタイトルに合わせたんだと思うんですが、原級留置きというのはどうなのでしょうね。少なくとも現在の学年だけではないですよ。原の学年に戻すというんですから、例えば6年生が5年生になったっていいし、3年生になったっていいと、こういう風にも取れますよね。
- 宮本学校教育課長 : 意味合いにとして捉えると難しいとも思うんですが、この部分は既に県の方は前に変えられてあって、茂原市がこの漢字を改めてなかった、誤った字をあてていたというところがあったので、今回その部分を合わせて改正させたいというのが理由です。原という字を使っているのが正しいとされており、県の方ではそれで統一されています。
- 足立委員長 : 事務職員の事務長というのは、高校には事務長というのはいらっしゃると思うんですが、中学は当然一人しかいないわけで、主査、副主査、主事というのは年齢であるかもしれませんが、事務長という職は実際あるんですか。
- 宮本学校教育課長 : 役職として事務長というのは、小中学校でもございます。
- ただ、県立学校でいう事務長は管理職であります。市町村立の小中学校の場合は管理職ではございません。
- 足立委員長 : 宮本学校教育課長のご説明があった中に、共同実施をする時にその長となるのは、その事務長という名が付いている人がやるわけですか。
- 宮本学校教育課長 : 原則的に事務職員という中で一番熟知している方は事務長ですから、事務長を活用して、主事や副主査のまだ経験不足なところを補うということをやっています。原則は、事務長を長として、いくつかのグループに分けた方がいいとなっています。
- ただ、茂原市はまだ学校数があるので実際に事務長がいます。しかし、例えば、長南町とか小さな町村になってしまうと、4つあるいは5つの小中学校の中に事務長がいないところもあります。その場合は、その次に来

- る役職の方をトップにして共同実施をするというふうになっております。
- 足立委員長 : 一中学校区で一人くらい事務長がいらっしゃるんですか。
- 宮本学校教育課長 : 現在、茂原は7中学校ですが、西陵と早野は一小一中なので、去年までですとそれを一緒にして、6中学校区でやっていました。ただ、そうすると西陵、早野中学校区には事務長がおりません。
- 足立委員長 : そうすると茂原だと5人いらっしゃるということですか。
- 宮本学校教育課長 : 人数はもっといます。例えば、茂原中学校区の茂小、茂中、萩小ですと二人事務長がいて、一人副主査がいます。
- 足立委員長 : こちらについて他にございませんか。
- それでは、議案第1号について採決に入ります。
- 議案第1号について、原案通り可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 足立委員長 : 議案第1号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
- 続きまして、議案第2号「茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いいたします。
- 鈴木教育部長 : それでは、議案第2号「茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明申し上げます。
- 本案は、平成26年度に係る幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額の改正及び所得階層区分の追加に伴い、改正しようとするものです。
- それでは議案第2号の参考資料、茂原市立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則新旧対照表の1ページの別表第1をご覧ください。なお、アンダーラインの部分が改正された箇所であります。
- 第1表についてですが、多子世帯の負担軽減の拡充により、第2子について所得制限を撤廃した区分が追加されました。また、補助限度額につきましては、生活保護法の規定による保護を受けている世帯については、改正前、第1子が「年額229,200円」、第2子が「年額268,000円」を「年額308,000円」に改正しようとするものです。
- 次に、新旧対照表3ページの別表第2をご覧ください。
- 別表第2についてですが、まず第2子及び第3子以降の園児について所得制限を撤廃した区分が追加されました。また、第2子の補助限度額が改正されまして、生活保護法の規定による保護を受けている世帯については「年額249,000円」を「年額308,000円」に、当該年度に納付すべき市民税が非課税の世帯（夫婦と子供2人でおおよそ年収169万円以下の世帯）及び当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税の世帯（夫婦と子供2人でおおよそ年収270万円以下の世帯）については「年額226,000円」を「年額253,000円」に、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（夫婦と子供2人でおおよそ年収360万円以下の世帯）については、「年額163,000円」を「年額211,000円」に、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯（夫婦と子供2人でおおよそ年収680万円以下の世帯）については、「年額114,000円」を「年額185,000円」にそれぞれ改正しようとするものです。
- 最後に、公布日から施行し、平成26年4月1日より適用しようとするものです。
- 足立委員長 : それでは、議案第2号についての質疑をお願いします。
- 齋藤委員 : 茂原市立の幼稚園は一月いくらかかるんですか。
- 鈴木教育部長 : 月額8,000円です。
- 齋藤委員 : 年額96,000円ですね。
- そうしますと最後の上記区分以外の世帯のところですが、第2子が年額154,000円ということですか。そして第3子からは308,000円ということですね。仮に子どもが4人いたら、第1子はいくら入るんですか。
- 鈴木教育部長 : 第1子は小学校に入っているではありません。
- 齋藤委員 : 第2子が154,000円、第3子が308,000円ということは、第3子までだと462,000円ですね。幼稚園にかかるお金は2人で192,000円。
- 鈴木教育部長 : 私立の幼稚園ですと月額がかなり高額になるというところがあります。

ここに書いてある金額は上限ですので、保育費が低ければ払っている分が上限になります。この金額を必ず全部もらえるというものではありません。あくまでもかかった部分に対しての補助になります。

齋藤委員 : なるほど。保育園も同じようなものですね。所得によって保育料が違ってきますからね。

足立委員長 : 他にございませんでしょうか。
今回これは年収に関わらず補助金が出ますというところが大きいところですね。昨年伺った時に、生活保護法の規則による保護を受けている所帯では、私立幼稚園の園児はゼロだったと思いますが、今はどうですか。

鈴木教育部長 : 即答できませんので、後ほどご報告します。
過去の実績としてはいます。

足立委員長 : 他に無いようですので、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案通り可決することにご異議はございませんか。

各委員 : 異議なし。

足立委員長 : 議案第2号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
先程の質問については、後ほどお答えをお願いいたします。
続きまして、議案第3号「茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」の説明をお願いいたします。

鈴木教育部長 : それでは、議案第3号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本案は茂原市青少年指導センター設置条例第5条第3項の規定に基づき、委員の任期満了に伴い委嘱するものであります。

ただし、成家真千子(なるけ まちこ)氏・本宮孝幸(もとみや たかゆき)氏・沼晃生(ぬま あきお)氏・中山清志(なかやま きよし)氏については再任し委嘱するものであり、齋藤郁夫(さいとう いくお)氏・野口一展(のぐち かずのぶ)氏・中村好一(なかむら こういち)氏・岡澤政宏(おかざわ まさのり)氏・土屋孝行氏(つちや たかゆき)氏・富田健嗣(とみた けんじ)氏については新任し委嘱するものであります。

なお任期につきましては、同条例第6条第1項により平成26年6月1日から平成28年5月31日であります。

足立委員長 : それでは、議案第3号についての質疑をお願いします。
富田健嗣さんは、茂原市青少年補導員連絡協議会会長になっていますが、保護司さんでもありますよね。

齋藤委員 : そうですね。保護司さんの代表としては中村好一さんが出ていますね。

足立委員長 : 他に無いようですので、議案第3号について採決に入ります。
議案第3号について、原案通り可決することにご異議はございませんか。

各委員 : 異議なし。

議案第3号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
次に報告事項に入ります。報告事項の1「平成26年第7回(6月定例会)、平成26年第8回(7月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」の説明をお願いいたします。

藤乗教育部次長 : 第7回教育委員会会議(定例会)の日程でございますが、6月26日(木)15時から市役所庁舎9階の会議室で行いたいと思います。また、第8回教育委員会会議(定例会)につきましては、七夕祭りの関係で通常の木曜日ではなく、7月22日(火)15時から市役所庁舎9階の会議室で行いたいと思います。

足立委員長 : 7月につきましては曜日が変わるということですが、皆さんいかがですか。

各委員 : 大丈夫です。

足立委員長 : それでは、会議の日程についてはそのようお願いします。
その他、報告事項はございますか。

藤乗教育部次長 : お手元に本日配らせていただいた平成26年度6月補正要求案件についてご報告申し上げます。こちらの資料につきましては、まだ議会にも上程しておりませんので、会議終了後回収させていただきますのでご理解をよろしくをお願いいたします。

教育部からは、教育総務課、生涯学習課及び中央学校給食共同調理場の各予算につきまして、緊急を要するものとしてそれぞれ補正予算を要求させていただきました。

まず、教育総務課では、小学校施設整備事業として、五郷小、豊田小、東部小、萩原小の4小学校の耐震補強工事の管理業務委託料2,352万7千円と工事請負費7億3,695万7千円の増額を要求いたしました。

補正の理由でございますが、復興関連工事等による人件費と資材費の高騰が続いている関係で、今後10月末に予定されている入札に備えるため増額しようとするものでございます。その補正金額の考え方ですが、26年度の当初予算が、昨年7月の千葉県営繕単価をもとに積算されているため、今年3月に行った補正金額をもとに今年4月までの物価等の上昇分として35%を見込みました。しかし、入札は10月末ですので、その間に千葉県の営繕単価が3回改定される見込みとなっております。平成26年2月から4月までの単価が9%上昇しておりますので、今後も同様に上昇した場合9×3＝27%となります。更に工事実施が来年2月であることを考慮して、4月以降の人件費及び物価増分として更に35%を増額して要求するものでございます。したがって、当初予算と比較しまして70%増しということです。背景と致しまして、何度も申し上げておりますが、震災関係でかなり工事費が高騰しているということです。これに対する歳入といたしますと、補助金6,121万4千円と起債7億2,400万円に対応するものでございます。

次に、生涯学習課の関係ですが、図書館移転事業として改修工事費2,019万円を専決処分としてお願いし、6月議会において承認をいただくものでございます。

補正理由でございますが、サンヴェル6Fを新図書館として使用するための改造工事において、現在全館百貨店用途となっているサンヴェルの6Fを図書館に用途変更しなければならなくなりました。図書館は平成18年に制定されたバリアフリー新法に定める特別特定建築物に該当し、同法の基準に遡及して適合させなければならないため、新たに各種バリアフリー工事や防煙垂れ壁工事等が必要となり、7月の開館に向けて緊急を要することから、専決処分により工事請負費の増額をお願いするものでございます。

次に、中央学校給食共同調理場の蒸気回転釜の交換工事費として1,125万4千円を要求いたしました。工事内容は、現在10台ある回転釜のうち共同調理場開設当初から設置されている7台を交換するものでございます。

補正理由は、昨年12月に10台の内の1台の回転釜の溶接部分から蒸気漏れが発生し、危険と判断され緊急交換しました。残りの9台の回転釜につきましても事故防止のため今年1月に点検したところ、通常長く持たせても20年程度の蒸気釜を、すでに30年～35年使用しているため、経年劣化により事故に至る恐れがあるものが7台あることが判明し、交換することになりました。今回の補正で予算措置をお願いし、夏休み期間中に交換をするものでございます。

以上6月議会での補正予算案についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

足立委員長 : こちらにつきまして、ご質問のある方いらっしゃいますか。
無いようですので、以上で第6回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月26日

委員長 足立 俊夫

署名委員 鈴木 一代

署名委員 鎌田 俊郎